

説明会開催以後にお受けした質問

1、＜年金財政関係＞

Q 1、なぜ不足金が大き額で発生しているか

A 1.平成12年度から14年度、更に、19年度のサブプライム問題、20年度のリーマンショックによるマイナス運用が一番の要因でございます。

年金の資産運用は、超長期にわたる資産運用を基本として給付設計されており、短期の投機的運用を考慮したものではないことをご理解いただきたいと思います。

Q 2、他の基金はどうなっているのか

A 2.平成12年度から14年度の3年連続マイナス運用となった時、全国的には、70%以上の基金が給付減額を実施しております。幸い、当基金では、国の基準に抵触することなく運用できたところです。

Q 3、年金財政上の不足分は別途掛金を設定して償却することとなるようだが、何年での償却を想定しているのか？

A 3. 基準で認められた上限である20年償却としています。但し、5年毎の財政再計算時に財政状況を見た上で再検討することとなります。

Q 4、平成22年2月代議員会にて、1,2%上げること決定され、半期ごとに0.3%ずつ引き上げる上げる計画で、現在、2回実施された状態なのに、何故、給付引下げの状態になったのか？

A 4.前回の決算で、財政上の不足金が増え、掛金の大幅な引上げを迫られていたため、本来なら1.2%を上回る掛金引上げが必要となっておりました。

今回、更に掛金負担を事業主様にお願いすることは、今の経済情勢ではお願いできないので、給付の減額を併せて行うことにより、掛金の引き上げ幅が少なくなると考え、給付引下げのお願いをしました。

Q 5、去年、掛金を引き上げ決定され、実施中であるのに、更に、今回給付を引き下げる話は、加入員に説明しにくい、何故、給付が下げる話が出てくるのか、予測が甘すぎたのではないかと、昨年の掛金引き上げの際に、予測ができておれば、去年の時点で検討できたのではないかと思います。

A 5. 去年の引上げ時点で、今回の給付の引下げを織り込んだ上、掛金の1.2%の引上げをお願いしております。

Q 6、国と利回りを比較した場合、国との運用利回り差が、激しくなっている。国と比較して、当基金の運用が下回った場合に、資産が不足して、また、掛金引き上げ、給付の引下げが、求められるのか？

A 6. 国の債務部分は、基金資産の約 9 割であり、ご指摘のとおり、国に対して運用が下回れば不足金が発生することとなります。したがって、今後は国の運用に負けない、運用手法を目指してまいります。

2、＜給付減額関係＞

Q 1、給付減額は運用の損出か。

A 1. 一義的には、運用の損出を補うこととなります。しかし、設立当初からの給付設計による給付を継続するよう努力し、結果的にリスクをとった結果、資産を痛めることとなりました。

3、＜基金解散・代行返上関係＞

Q 1、代行返上はしないのですか？ できないのですか？

A 1. 代行返上は可能です。

しかし、総合型基金の給付は大部分が代行部分であり、代行返上すると基金の資産規模が小さくなり、基金から給付する年金が少額年金となったり、基金運営コストを負担するのが難しくなったりするため、国の年金を補完するという基金の存在意義が損なわれると考えられます。

Q 2、基金を解散した場合、加入員や受給者等にはどのような影響があるのかについて、詳しく説明してください

A 2. 解散した場合は、国へ代行部分の資産を返すと、基金には、ほとんど資産が残らないため、基金から支給される年金は無くなります。つまり、国の厚生年金と同じになります（加入員・受給者）。

又、基金は、1ヶ月加入すれば年金の受給資格が得られますが、国は 25 年間の加入期間が必要のため、解散すれば、加入期間が 25 年未満の方は国の年金ももらえなくなります。

Q 3、解散した場合、OB、受給者の年金は、少ししか減らないのではないか、また、連合会から年金を受けている場合、年金額が変わるのか？

A 3. OB、受給者の基金からの年金は、ゼロになります
連合会へ移換の方は、対象外です。

Q 4、3分の2の同意があるという前提でお話を進めておられると思いますが、3分の2の同意が得られなかった場合はどうなるのか、明確に答えて欲しい、

A 4. この説明会は、3分の2の同意を確保する為、開催しております。3分の2の同意が得られなかった場合は、厚生労働省の認可が得られないため、給付の減額はできません。残された選択肢は、2つです、1つは、掛金を更に引き上げて（合計1.2%の引上げ）制度を保つように頑張る。もう1つは、基金を解散する。

4、＜同意書関係＞

Q 1、同意の内容について教えてください

A 1. 平成24年4月1日から実施する給付の内容を記載しておりますが、その内容に同意する場合は、ご署名、ご捺印をお願いします。

Q 2、同意書の書き方について注意することを教えてください。

A 2. 同意書を記入する場合には以下の点にご注意してください。

①加入員皆様の「直筆による署名・捺印」をお願いします。代筆やゴム印による署名は、お避けください。

②捺印に際しては、「シャチハタ」印等は使用せず、それ以外の「認め印鑑」をご使用下さい

Q 3、3分の2の同意が得られない場合、掛金が非常に上がることになるが、事業主が、応じられない時、事業主として対抗手段はあるのですか、また、基金を解散する条件は、どのような条件が必要ですか、

A 3. 対抗手段としては、基金を脱退する方法がありますが、その場合は、今の不足金を応分に負担することが条件です。

基金の運営は、理事、代議員の決定に基づき行っており、基金を続けるのが困難、給付の減額ができず、掛金を引き上げることができない場合、必要となれば皆様の同意が必要ですが、解散となる。条件は、加入員全体の4分の3が必要で。受給者の同意は必要としません。

5、＜その他＞

Q 1、基金は加入員期間1ヶ月でも年金がもらえるというのは本当ですか？

60歳前に退職して、しばらく経った後に再加入した場合の取扱は。

A 1. 国の厚生年金保険では、原則として25年以上の加入期間を必要としますが、基金では1ヶ月の加入期間でも終身年金として受けることができます。現行制度内に退職して基金を脱退された場合は、現行の給付乗率等で給付され、再加入後は、変更後の給付乗率が適用されます。